

令和 8 年度 舞台芸術等総合支援事業
国際芸術交流 審査基準

《海外公演・国際共同制作公演 共通》

【団体に対する審査基準】

- ア 団体の運営目的や使命が明確であり、それらを達成するための目標・計画が具体的に示されていること
- イ 過去の活動実績が国内外から高い評価を受けており、我が国を代表するに相応しい、または将来的に我が国を代表することが期待される団体であること
- ウ 組織運営体制が確立されており、財務や活動環境が透明かつ適正であること

【活動に対する審査基準】

(基礎的事項)

- エ 活動の企画意図及び目標が明確であり、「国際芸術交流」の趣旨と合致していること
- オ 活動の規模や主催団体、相手方団体との経費分担、収入等に照らし、予算規模・積算が適切であること
- カ 活動の実施国・地域や参加するフェスティバル、共同制作の相手方等の選定理由が明確かつ適正であるとともに、企画意図や目標を達成するために効果的であると認められること

(芸術性・創造性)

- キ スタッフ・キャスト等に高い専門性が認められること
- ク 高度な芸術性・創造性・新規性を有し、我が国の舞台芸術の水準向上に資する芸術的成果が期待できる意欲的な活動であること
- ケ 幅広い対象を惹きつけることが期待できる活動であること

(社会性・経済性)

- コ 開催国・地域や主催者、共同制作の相手方等との連携・協力が十分であり、国際的なネットワークの強化・構築に資する活動であること
- サ 観客層の拡充や団体の評価・認知度の向上に効果的な広報やマーケティング等が計画された活動であること
- シ 我が国の国際的なプレゼンスの向上や文化芸術を通じた相互理解に資することが期待できる活動であること

《国際フェスティバル》

【団体に対する審査基準】

- ア 団体の運営目的や使命が明確であり、それらを達成するための目標・計画が具体的に示されていること
- イ 過去の実績や国際的なネットワークを十分に有しており、今後も当該分野や文化芸術界の発展に貢献することが期待できる団体であること
- ウ 組織運営体制が確立されており、財務や活動環境が透明かつ適正であること

【活動に対する審査基準】

（基礎的事項）

- エ 活動の企画意図及び目標が明確であり、「国際芸術交流」の趣旨と合致していること
- オ 活動の規模や参加団体との経費分担、収入等に照らし、予算規模・積算が適切であること
- カ 参加団体の選定理由が明確かつ適正であるとともに、企画意図や目標を達成するために効果的であると認められること

（芸術性・創造性）

- キ 参加団体のスタッフ・キャスト等に高い専門性が認められること
- ク 高度な芸術性・創造性・新規性を有し、我が国の舞台芸術の水準向上に資する芸術的成果が期待できる意欲的な活動であること
- ケ 幅広い対象を惹きつけることが期待できる活動であること

【社会性・経済性】

- コ 国際社会や参加団体等との連携・協力が十分であり、当該フェスティバルや参加団体等の国際的なネットワークの強化・構築に資する活動であること
- サ 観客層の拡充や団体の評価・認知度の向上に効果的な広報やマーケティング等が計画された活動であること
- シ 障害の有無や年齢、性差、国籍、居住地、経済的状况等にかかわらず、あらゆる人々と文化芸術をつなぐための創意工夫や鑑賞サポート等が行われている活動であること
- ス 自治体、企業、コミュニティ、劇場・音楽堂等、教育機関等との連携・協力が十分であり、社会的価値や経済的価値の創出に貢献することが期待できる活動であること
- セ 我が国の国際的なプレゼンスの向上や文化芸術を通じた相互理解に資することが期待できる活動であること